

桑名市告示第108号

桑名市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市養育支援訪問事業実施要綱（平成25年桑名市告示第171号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びにヘルパー等を派遣する育児支援及び家事援助（以下「育児・家事援助」という。）」を削る。

第3条第7号中「支援が必要で」を「支援の必要が」に改める。

第4条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」を「保健師、助産師、看護師、保育士、家庭児童相談員、児童指導員等」に改め、同条各号を削る。

第6条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。